

# 金沢市における木の文化都市の継承と創出の推進に関する条例（仮称）骨子案について

## 条例制定の背景

本市では、市域の約6割を森林が占めており、また非戦災都市であることから、金澤町家など多数の歴史文化資産を有しています。これまでも、これらの保存と活用に努め、木を用いた伝統工芸など生活の中にも木を取り入れてきました。

木は、木目の美しさや質感の柔らかさなど、安らぎや癒やしの効果を有するとともに、幅広い建築物に利用されるなど、快適な生活空間の形成に貢献する資材であります。また、持続可能で再生産可能な資源であり、脱炭素社会の実現や地球温暖化の防止に寄与するものであります。

令和3年2月に、「木の文化都市」を創出する金沢会議からの提言を受け、本市では、まちなみや生活に「木」を取り入れ、「木」が持つ優れた特性を生かす持続可能な仕組みを備えた都市の実現を目指し、取組を進めているところであります。

今年度、国においても、民間建築物を含む建築物一般で木材利用を一層促進するため、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が改正され、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が令和3年10月1日から施行されています。

## 条例制定の趣旨

本市には、固有の歴史的風土に培われた文化、そして新たなものに目を向け、新たな価値を生み出してきた創造性あふれる文化的土壌があります。今後さらに、歴史、文化、及び自然と調和した品格と魅力ある都市を形成するため、本市としての基本理念等について定めた「木の文化都市の継承と創出の推進に関する条例（仮称）」を制定する予定です。

## 条例骨子案の概要

### 1 目的

木の文化都市の継承と創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、歴史、文化及び自然と調和した品格と魅力ある都市の実現を目的とする。

### 2 基本理念

木の文化都市の継承と創出の推進は、次の理念に基づき行わなければならない。

- ・興味、関心、適性等に応じて多様な形態で木に親しむ社会的機運を醸成する
- ・誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会を実現する
- ・市、市民及び事業者による相互の理解と連携の下に、協働して行う

### 3 役割

#### 市の役割

・木の文化都市の継承と創出の推進に関し、総合的かつ計画的な施策の策定及び実施に取り組む

#### 市民の役割

・木の文化都市について理解と関心を深め、日常生活を通じて自主的に取り組む

#### 事業者の役割

・木の文化都市について理解と関心を深め、事業活動を行うに当たり、主体的に取り組む

### 4 市が推進する施策

#### 木の文化都市の継承と創出の推進に取り組む意義の共有

・市民及び事業者の理解と関心を深めるとともに、その機運の醸成に努める

#### 木の好循環の創出

・木材が安定的に需要及び供給されるよう、適切な情報の提供や必要な施策を講ずる

#### 暮らしや生業の中での木の活用

・市民や事業者が暮らしや生業の中で広く木材を活用するよう、市民らが木に親しむ機会の提供に努める

#### 市の施設における積極的な木の活用

・市が行う建築物等の整備に当たり、率先して木材及び木材製品の利用に努める

#### 民間施設等における木の活用の促進

・官民が整備する建築物等における木材利用の推進に関する必要な施策を講ずる

#### 木の文化都市を支える産学官の推進体制の整備

・木の文化都市の継承と創出を推進する効果的な連携体制を整備するよう努める

#### 人材等の育成

・木の文化都市の継承と創出を推進するため、その支援を行う人材や団体を育成するよう努める

#### 推進計画の策定

・施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、木の文化都市推進計画を策定する

#### 財政上の支援

・木の文化都市に関する施策を推進するために必要な財政上の支援をする

### 5 木の文化都市を継承・創出する金沢会議

・木の文化都市の継承と創出の推進に関する施策を協議するため、金沢会議を置く

・委員は、木の文化都市の継承と創出の推進に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する

・専門的な事案を協議するとともに、関係団体の連携強化を図るため、専門部会を置く

## 施行期日

議会の議決後、令和4年4月1日の施行を目指します